

川崎町と(公社)福岡県宅地建物取引業協会

が提供する宅地建物取引業者紹介制度



空き家を放置すると傷みが進行し、改修や修繕、草木の除去にかかる費用が大きくなります。自身での定期的な管理が難しい場合は、「宅地建物取引業者紹介制度」を利用し、早めの活用を検討しましょう。

(公社)福岡県宅地建物取引業協会とは

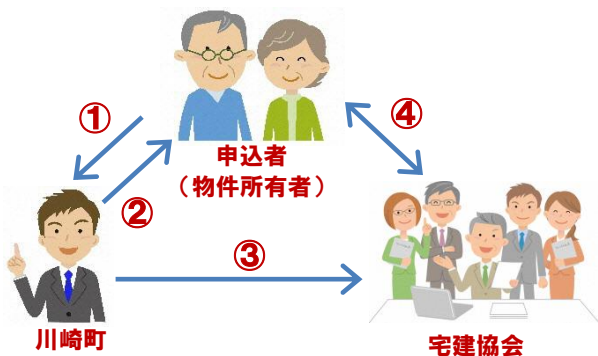
公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会（以下、「宅建協会」という。）は、宅地建物の安定した供給や適正な流通を確保し、業界の発展と県民の住生活の安定・向上に寄与することを目的として設立され、平成 29 年に創立 50 周年を迎えました。

右の「ハトマーク」は、宅建協会のシンボルです。宅建協会に加盟する宅地建物取引業者のお店には、このハトマークのステッカーが貼ってあります。

安心と信頼の絆「ハトマーク」



申込の流れ



- ① 申込者(物件所有者)は、町へ「情報提供同意書(別紙)」にご記入の上、受付窓口へ持参または郵送にてご提出ください。
- ② 町は、申込者(物件所有者)へ連絡し、相談内容の聞き取りをします。
- ③ 町は、「情報提供同意書(別紙)」を宅建協会へ情報提供します。
- ④ 宅建協会は、申込者(物件所有者)に宅建協会の会員(宅地建物取引業者)を紹介します。

必ずお読みください

- 「情報提供同意書(別紙)」に記載された個人情報、本業務の目的以外には利用いたしません。
- 町内に空き家または空き地を所有している人が対象となります。空き家には、店舗兼用住宅も含まれます。空き地とは、現に使用されておらず、かつ、建築物のない宅地をいいます。
- また、申し込み時点で、専属専任媒介^(注)契約、専任媒介契約、一般媒介契約のいずれの契約も締結されていない物件が対象となります。(注) 媒介とは、仲介のことをいいます。
- 物件の売買や賃貸等の交渉・媒介契約は、宅建協会の会員(宅地建物取引業者)と物件所有者(管理者)の話し合いのもとに行っていただきます。
- 町は「情報提供同意書(別紙)」を宅建協会の会員(宅地建物取引業者)へ情報提供しますが、物件の売買や賃貸等の交渉・媒介契約については、直接これに関与いたしません。
- 必ず売買・賃貸できるとは限りません。ご希望に沿えないこともございますので、あらかじめご了承ください。
- 媒介契約が成立した場合は、手数料が必要となります。また、物件によっては現地調査等に関連して別途費用が発生する場合があります。詳しくは、依頼する宅地建物取引業者にご確認ください。
- その他、ご不明な点は、町にご連絡ください。

【その他の注意点】

◆建物状況調査（インスペクション）の実施

売買に関する媒介契約をされた物件については、空き家の現在の状態を確認する「**建物状況調査（インスペクション）**」の実施が必要です。

診断概要

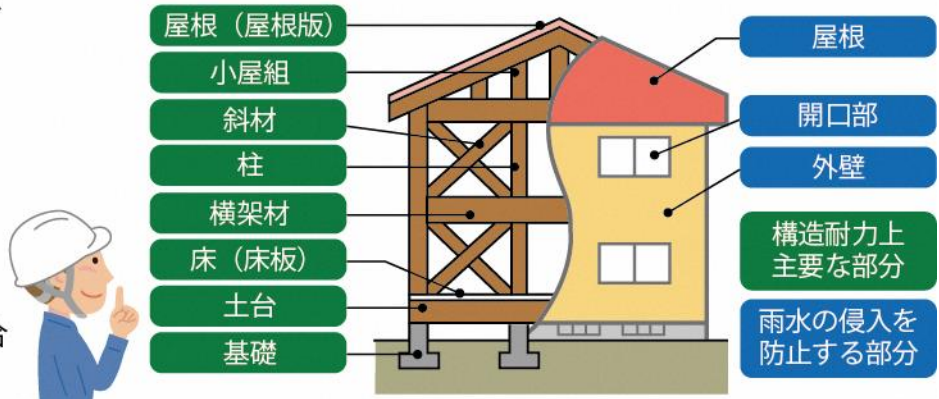
目視及び計測により、建物の状態を診断します

【検査の視点】

：構造、雨漏り等、設備配管等

【検査対象】

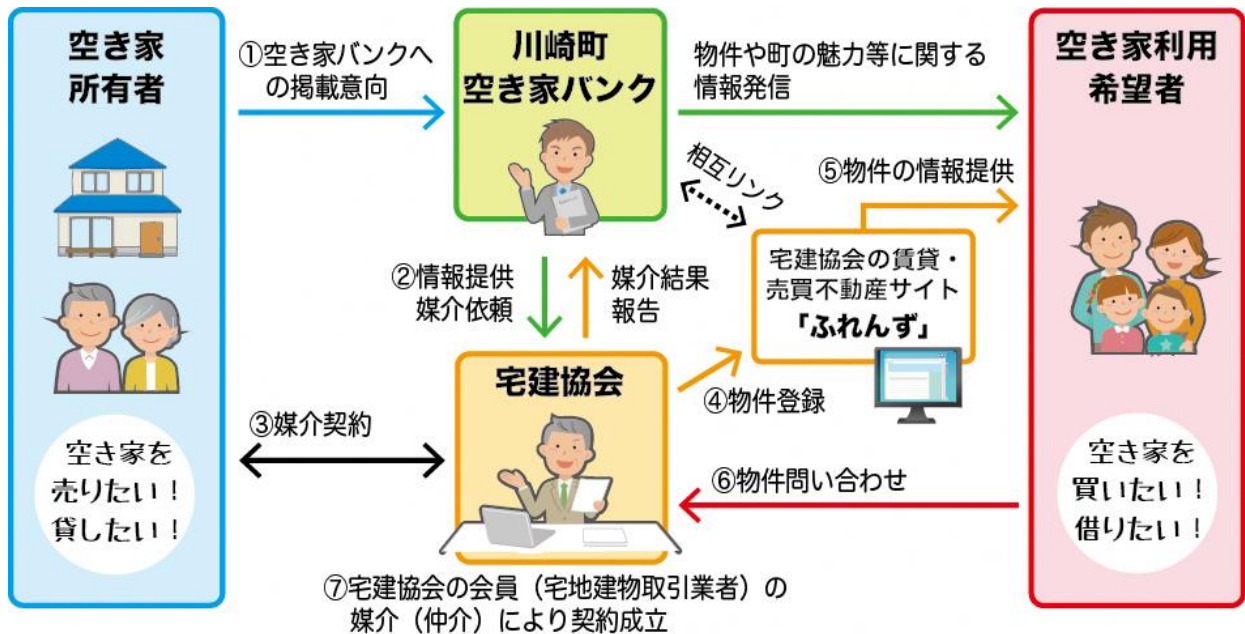
：戸建て住宅の場合
27項目



◆川崎町空き家バンクへの掲載

売買や賃貸等の媒介契約をされた物件については、宅建協会の賃貸・売買不動産サイト「ふれんず」に物件情報(所在地、物件概要、写真等)を掲載するとともに、「川崎町空き家バンク」のホームページにも掲載し、広く利用希望者への情報発信を行います。

■空き家バンクの流れ（全体イメージ図） ※空き地も同様の取り扱いです。



【受付窓口・送付先】

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789-2

川崎町役場 企画情報課 電話 0947-72-3000 (内) 300・304

受付窓口:月曜日～金曜日(平日) 9:00～17:00